八戸市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)の概要

第1章 総則

	節		条	基準の類型
		1	趣旨 この条例は、児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める	
		2	最低基準の目的 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(管理者を含む)が、乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児であって満3歳未満の	参酌すべき基準
_	_	3	ものが、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。 最低基準の向上 ● 市長は、八戸市子ども・子育て会議条例第1条に規定する八戸市子ども・子育て会議の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる ● 市は、最低基準を常に向上させるように努める	参酌すべき基準
		4	最低基準と乳児等通園支援事業者 ● 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない ● 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない	参酌すべき基準
		5	乳児等通園支援事業者の一般原則 ● 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない	参酌すべき基準

Ι		
	● 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社	
	会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならな	
	V	
	● 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善	
	を図らなければならない	
	● 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にそ	
	の改善を図るよう努めなければならない	
	● 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなけれ	
	ばならない	
	● 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対	
	する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない	
6	乳児等通園支援事業者と非常災害	参酌すべき基準
	● 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設	
	けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練(次項の訓	
	練を除く)をするように努めなければならない	
	● 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければな	
	らない	
7	安全計画の策定等	従うべき基準(法第
	● 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、	34条の16第2項第
	当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、	2号)
	取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職	
	員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画を策	
	定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない	
	● 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び	
	訓練を定期的に実施しなければならない	
	● 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、	
	- 1970 1 CENTRAL OF LIVERIES AND	

1	T	
	保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない	
	● 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を	
	行う	
8	自動車を運行する場合の所在の確認	従うべき基準(法第
	● 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用	34条の16第2項第
	乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他	2号)
	の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなけ	
	ればならない	
	● 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の	
	座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利	
	用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるもの	
	を除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落とし	
	│ を防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)	
	を行わなければならない	
9	乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件	参酌すべき基準
	乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事	
	業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でな	
	ければならない	
10	乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等	参酌すべき基準
	ž A	
	● 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するため	
	に必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない	
	● 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければ	
	ならない	
11	他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準	従うべき基準(法第
	乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支	

,			
		援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて	1号 / 職員に係る
		設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる	部分に限る。)
	12	利用乳幼児を平等に取り扱う原則	従うべき基準(法第
		乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担す	34条の16第2項第
		るか否かによって、差別的取扱いをしてはならない	2号)
	13	虐待等の防止	従うべき基準(法第
		乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当	34条の16第2項第
		該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない	2号)
	14	衛生管理等	参酌すべき基準
		● 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、	
		衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない	
		● 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はま	
		ん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに	
		感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない	
		● 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を	
		適正に行わなければならない	
	15	食事	従うべき基準(法第
		乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合(乳児等通園支援事業所外で調理し運搬する方	34条の16第2項第
		法により行う場合を含む。)においては、当該乳児等通園支援事業所において行うことが必要な調理	2 号)
		のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない	
	16	乳児等通園支援事業所内部の規程	参酌すべき基準
		乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規	
		程を定めておかなければならない	
		○ 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針	
		○ その提供する乳児等通園支援の内容	
		○ 職員の職種、員数及び職務の内容	

	○ 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日	
	○ 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額	
	○ 乳児、幼児の区分ごとの利用定員	
	○ 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項	
	○ 緊急時等における対応方法	
	○ 非常災害対策	
	○ 虐待の防止のための措置に関する事項	
	○ その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項	
17	乳児等通園支援事業所に備える帳簿	参酌すべき基準
	乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿	
	を整備しておかなければならない	
18	秘密保持等	従うべき基準(法第
	● 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその	34条の16第2項第
	家族の秘密を漏らしてはならない	2 号)
	● 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳	
	幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない	
19	苦情への対応	参酌すべき基準
	● 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等か	
	らの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な	
	措置を講じなければならない	
	● 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市から指導又は助言を受けた場	
	合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない	

第2章 乳児等通園支援事業

	節		条			
1	/ Z [] [20	乳児等通園支援事業の区分	従うべき基準(法第		
1	通則		● 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする	34条の16第2項第		

			ものをいう ◆ 余裕活用型型保育事業をは事業に係るを除いた数り	乳児等通 除く) を 利用定員	援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しない 園支援事業とは、保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等(居宅訪問 行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数がその施設又 の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数 乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう	
2	一般型乳児等通園支援事業	21	○ は及の室又以る又又、を基の室又以る又又、を基めの室又以る又又、を基がって、	満び面のは上こははほ3準る等2便積面ほのと遊遊ふ階法こが歳所は積ふ幼 戯戯く以第と設にを、はく児 室室上2	事業を行う事業所の設備の基準は、次のとおりとする 満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又は 設けること 乳児又は幼児1人につき1.65 平方メートル以上であること 乳児又は幼児1人につき3.3 平方メートル以上であること 室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便 の面積は、前号の幼児1人につき1.98 平方メートル以上であること には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること に設ける建物は、次に掲げる要性に該当するものであること 条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火 られている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごと 右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること 施設又は整備 ・屋内階段 ・屋内階段	従うべき基準 (法第34条の16第2項第2号 / 調理設備に係る部分に限る。)

	避難用	・建築基準法施行令第 123 条第1項各号又は同条第3項各号に規定す	
		る構造の屋内階段	
		・待避上有効なバルコニー	
		・建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又	
		はこれに準ずる設備	
		・屋外階段	
3階	常用	・建築基準法施行令第 123 条第1項各号又は同条第3項各号に規定す	
		る構造の屋内階段	
		・屋外階段	
	避難用	・建築基準法施行令第 123 条第1項各号又は同条第3項各号に規定す	
		る構造の屋内階段	
		・建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれ	
		に準ずる設備	
		・屋外階段	
4 階	以 常用	・建築基準法施行令第 123 条第1項各号又は同条第3項各号に規定す	
上の	階	る構造の屋内階段	
		・建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段	
	避難用	・建築基準法施行令第 123 条第1項各号又は同条第3項各号に規定す	
		る構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段	
		の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部	
		分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第	
		3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構	
		造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第	
		3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。)	
		・建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路	
		・建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段	

- ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそ のいずれかに至る歩行距が30メートル以下となるように設けられていること
- エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除 く。)を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備 の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令 第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、 暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に 防火上有効にダンパーが設けられていること
 - (ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること
 - (イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部 への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること
- オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でして いること
- カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設 備が設けられていること
- キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること
- ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理 が施されていること

22 職員

- 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が | 34条の16第2項第 行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者を置かな 1 号 / 職員に係る ければならない
- 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼 児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等 通園支援事業所一につき2人を下ることはできない
- 乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければなら

従うべき基準(法第 部分に限る。)

事業に従事する 設又は事業とが
設又は事業とが フロー
設又は事業とが
に当たって当該
を受けることが
るとき。
ある場合であっ
て当該一般型乳
当たって当該保
従うべき基準 (法第
運営に関する基 34条の16第2項第
に留意して、利 2号 / 第26条にお
いて準用する場合
を含む。)
参酌すべき基準
、乳児等通園支
従うべき基準
る施設又は事業 (法第34条の16第
2 項第 1 号 / 職員
る。) に係る部分に限
に規定する主務 る。)
(法第34条の16第
備及び運営に関 2項第2号 / 設備
に係る部分に限

	○ 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(居宅訪問型保育事業に係るものを除く。)	る。)
26	準用	参酌すべき基準
	第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合にお	
	いて、第 23 条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」と	
	し、第 24 条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業	
	を行う者」と読み替えるものとする	

第3章 雑則

節		条			
	27	電磁的記録	参酌すべき基準		
		乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例			
		の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、			
		当該書面に係る電磁的記録により行うことができる			

附則

施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行する

■市の方針は、全て国の基準どおり